

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
沼田弾薬支処会計科長 立川 順文

北海道補給処沼田弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争参加資格	備 考
1	塵芥収集運搬役務 品目等内訳書のとおり	沼田分屯地	8.4.1～ 9.3.31	8.3.17	8.3.24 13時	8.3.24 13時	(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）は問わない。 (2) その他についてはオープンカウンター方式実施要領による。	
2	プロパンガス 品目等内訳書のとおり	沼田分屯地	8.4.1～ 9.3.31	8.3.17	8.3.24 13時	8.3.24 13時	(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）は問わない。 (2) その他についてはオープンカウンター方式実施要領による。	
	以下余白							

※ 同等品等による見積書の提出を希望する者は、同等品申請を実施し、見積書提出期限までに承認を得るものとする。

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒078-2222

北海道雨竜郡沼田町字沼田1142番地の1

陸上自衛隊沼田分屯地 北海道補給処沼田弾薬支処会計科 （担当 小枝）

TEL 0164-35-1910（内線：250） FAX 0164-35-1910（内線：252）

- ※ FAX送信については、受話器付のFAXにて上記番号に電話後、音声ガイダンスに従って内線252を押下したのちにFAXを送信してください。
FAX送信がうまくいかないときは、下記メールアドレスにメールで送信してください。

（メールアドレス）fin-numata-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号		
塵芥収集運搬役務	NE-Z312001		
	作成	令和 4年 2月 2日	
	変更	年 月 日	
	作成部隊等名	沼田弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処において実施する塵芥収集運搬の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義のうち塵芥とは、一般廃棄物を対象とし、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶、ビン、ペットボトル）及び生ごみとする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、次による。

- a) 収集運搬は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号）”に基づき実施する。
- b) 収集運搬に必要な車両等は、契約の相手方が、準備する。

2.2 役務内容

役務内容は次による。

- a) 塵芥収集場所は、検査官の指示による。
- b) 塵芥収集運搬日は、12月29日から1月3日を除く、毎週金曜日を原則とする。なお、収集運搬日に搬出又は収集できない場合は、事前に相互調整する。
- c) 臨時に収集運搬の依頼を受けた場合は、努めて応じる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

名称	提出時期	数量	提出先	注記
塵芥収集確認書	収集後速やかに	1	検査官	社内様式による。

4.2 保全

保全は次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 入出門に際しては、所定の入出門の手続きを行う。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
プロパンガス		NQ-Z113002	
		作 成	令和7年 3月17日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	北海道補給処沼田弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処沼田弾薬支処においてプロパンガスの調達を行う場合に必要な事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等共通仕様書

b) 法令等

液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
計量法（昭和26年法律第207号）

2 一般的要望事項

この仕様書に規定していない事項は、製造会社の規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

品名、数量及び納品の方法は、調達要求書及び調達要領指定書による。

4 品質保証

検査は、GLT-CG-Z000001による。

5 出荷条件

5.1 納品の方法

プロパンガスは、プロパンガス容器（以下、容器という。）（契約の相手方所有）に充填された状態、又は容器（官側所有）に直接充填して納品するものとする。

5.2 容器の表示

容器の表示は、調達要領指定書に定める場合を除き、GLT-CG-Z000001による。

6 納品に関する指示

6.1 納品にかかる経費

容器の運搬、貸出、設置、配管への接続、引取り等にかかる費用は、契約の相手方の負担とする。

6.2 容器の引き取り

契約の相手方所有の容器は、使用后、契約の相手方が、受領書をもって引き取るものとする。

6.3 納品に関するその他の指示

納品に関するその他の指示は、調達要領指定書による。

7 計量器等

7.1 計量器の設置

計量法に基づく計量器の設置は、契約の相手方が実施するものとする。

7.2 費用負担

計量法に基づく計量器の設置及び交換、並びにコック等の調整器の設置及び交換にかかる費用については、契約の相手方の負担とする。

7.3 計量器の有効期間

計量器は、契約期間中検定について有効な期間を有する物を使用するものとする。

7.4 計量器及び調整器（以下「計量器等」という。）の設置場所

調達要領指定書による。

7.5 計量器の引継ぎ

契約の相手方は、既に設置している計量器等を前年度の契約の相手方から引き継ぐ場合は、相互に協議した上で引き継ぐものとする。但し、引き継いだ計量器等が、検定の有効期間が切れる等により交換が必要になった場合は、契約の相手方の負担で交換を実施するものとする。

8 その他

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	6MFE1CE0001
	調達要求年月日	令和8年2月24日
	作成部課	北海道補給処沼田弾薬支処総務科
	作成年月日	令和8年2月24日
品名	プロパンガス（業務用低圧）	
仕様書番号	NQ-Z113002	
<p>1 品名</p> <p>プロパンガス（業務用低圧）</p> <p>2 予定数量</p> <p>600m³</p> <p>3 納品の方法</p> <p>プロパンガス容器に充填された状態で納品すること。</p> <p>4 プロパンガス容器、計量器等の設置場所</p> <p>(1) 納品するプロパンガス容器等の設置場所</p> <p>ア 沼田弾薬支処 給湯</p> <p>イ 沼田弾薬支処 厨房</p> <p>(2) 追加の設置及び撤去がある場合は、その都度調整する。</p> <p>(3) 契約の相手方は、設置場所のプロパンガスが枯渇しないように納品すること。</p>		